

米国 SPARC との MoU 更新について

1. 主な内容

今回は平成 24（2012）年 9 月からの 3 年間で MoU を締結していた。平成 27（2015）年 9 月に 3 年を迎えることから、これを更新するものである。

その主な内容は以下の通りである。

- ・「SPARC」使用のライセンス
- ・「SPARC Japan」という呼称の使用についての了解
- ・米国 SPARC の joint working group への参加
- ・SPARC Japan と国立情報学研究所の関係の定義（運営委員会の設置や資金等）

2. 前回からの変更点

主な変更点は以下の通りである。

- ・様式
- ・米国 SPARC の対外契約窓口について New Venture Fund が代理で行うこととなった。
- ・国立情報学研究所が情報・システム研究機構（ROIS）の中の組織であることを明記。
- ・「SPARC」使用のライセンス
- ・米国 SPARC、SPARC Japan の活動の成果物の著作権条項の追加
- ・SPARC Japan パートナー誌に係る条項の削除

3. 国立情報学研究所内の進捗

所内グローバル・リエゾンオフィスにて研究所会議に諮ることが了承された後、10 月 22 日の研究所会議にて承認された。